

国立大学法人島根大学と学校法人桐蔭学園との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と学校法人桐蔭学園（以下「桐蔭学園」という。）が、包括的な連携のもと、両者の強みや特色を活かして教育、研究、地域貢献等の分野において広く連携し、教育、研究の質の向上を図り、もって社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 島根大学と桐蔭学園は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 教育に関すること。
- (2) 研究に関すること。
- (3) 高大連携及び大学間連携に関すること。
- (4) 生徒、学生及び教職員の交流に関すること。
- (5) その他前条の目的に資すること。

(協議事項)

第3条 本協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な内容と運営などの事項については、両者協議のうえ定めるものとする。

(経費)

第4条 本協定に要する経費の負担については、当該事業ごとに両者協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(守秘義務)

第6条 両者は、本協定に基づく活動において相手方より知り得た事項については、第三者に対して開示してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両者署名のうえ各自1通を保有する。

令和7年9月30日

国立大学法人島根大学
学長

大谷 浩

学校法人桐蔭学園
理事長

齋上 慎一